

財務省告示第二百三号

個人向け国債の取扱機関になることができる者
のうち、個人向け国債の募集の取扱いを認めるこ
とが適当でないとして認められる者を除いた者を変更
したので、個人向け国債の発行等に関する省令（平
成十四年財務省令第六十八号）第四条第五項の規
定に基づき、個人向け国債の募集の取扱いを行う
ことができる者を定めた件（平成十七年十二月財
務省告示第四百五十一号）の一部を次のように改
正し、平成十九年六月四日から適用する。

平成十九年六月四日

財務大臣 尾身 幸次

「大分ひた農業協同組合」の次に「、東川町農
業協同組合、鶴岡市農業協同組合、西印旛農業協
同組合、千葉みらい農業協同組合、西多摩農業協
同組合、八王子市農業協同組合、東京中央農業協
同組合、新潟みらい農業協同組合、レイク大津農
業協同組合、栗東市農業協同組合、滋賀蒲生町農
業協同組合、東能登川農業協同組合、伊万里市農
業協同組合、佐賀県農業協同組合、別府市農業協
同組合、グリーン鹿児島農業協同組合、沖縄農
業協同組合」を、「土佐信用組合」の次に「、長
崎三菱信用組合」を加える。